

副  
本

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用差止等請求事件

原 告 柏村忠志 外20名

被 告 茨城県知事 外1名

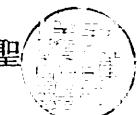
準 備 書 面 (12)

平成19年6月22日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

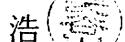
被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被告茨城県知事指定代理人

長谷川 浩



緑川 仁



横田 喜一郎



芝沼 清隆



富田 佳之



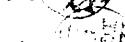
白田 良夫



菅谷 昌英



関根 仁彦



谷沢 肇



佐竹 義人



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

蓼沼 秋男



窪木 達也



岡本 茂晃



川又 敬之



原告らは、八ッ場ダム建設事業の治水に関する地方負担金の支出の違法事由として、被告ら準備書面（6）の3の①ないし③（6頁）の事由を挙げ、また、同ダム建設事業の利水に関する負担金等の支出（被告ら準備書面（8）の1（1）アないしエ（3頁）の4つの公金の支出）の違法事由として、同準備書面（8）の1（2）の①ないし③（4頁）の事由を挙げているが、これらの違法事由の主張のうち、環境の破壊については、原告ら2006（平成18）年10月24日付け第6準備書面において、補充している。

しかし、これらの主張は、被告ら準備書面（5）の3ないし7（9～26頁）に述べたほか、治水に関して同準備書面（6）の4ないし6（7～14頁）、利水に関して同準備書面（8）の3ないし5（8～16頁）に述べたとおり、本訴請求は失当として棄却されるべきものであるため、強いてこれらの主張の当否を検討する必要はないと言えるが、被告らの準備書面（9）の頭書（2・3頁）に述べたところと同じ趣旨から、以下、反論を兼ねて説明することとする。

なお、この件についても、国土交通省の見解を再確認するため、茨城県知事から意見照会（乙175号証）し、国土交通省関東地方整備局長から回答（乙176号証の1及び2）を得ているため、以下の反論と説明の多くは、その回答によるものであることを予めお断りしておきたい。

## 第1 環境の破壊に関する問題

### 1 八ッ場ダム建設事業の環境影響評価

#### （1）原告らの主張の要旨

八ッ場ダム建設事業においては、1985（昭和60）年に環境影響評価がなされているが、その調査も内容も不十分・不適切であると言わざるを得ない。最大の影響を受ける建設予定地、水没予定地及びその周辺地域の人の生活環境についての記載がなく、また、自然環境部門では、最も配慮しなければならないイヌワシについて、「営巣地は、湛水区域内にはない。 . . .

湛水区域周辺には広大な森林域が残されているため影響は少ない。」としか評価しておらず、吾妻峡の自然景観についても、「吾妻峡の一部は水没することとなるが、下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない。」とする等、指摘すべき問題を指摘していない。1985（昭和60）年に実施した環境影響評価が環境保全のために実効性のあるものであったとは、到底いうことはできない。

## （2）原告らの主張に対する反論

### ア 環境影響評価が法制化された経緯について

昭和47年6月6日、「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解が行われ、日本における本格的な環境影響評価に関する取り組みが始まった。八ッ場ダムについては、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について（昭和53年7月1日建設事務次官通達）」に基づき、①水質、②地形・地質、③植物、④動物、⑤自然景観の5項目について環境影響評価を行い、昭和60年11月に「八ッ場ダム環境影響評価書」がまとめられている。

環境影響評価の実施が法的に義務づけられた経緯については、平成5年1月19日に公布された環境基本法（平成5年法律第91号）第20条において、国は環境影響評価の推進のため必要な措置を講ずるものとすることが謳われ、その後平成9年6月13日に公布された環境影響評価法（平成9年法律第81号）により、環境影響評価の実施が法制化された。環境影響評価法第2条において、「環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。」と定義されている。

#### イ 八ッ場ダムにおける環境影響評価について

昭和 60 年までに実施された八ッ場ダムの環境影響評価の 5 項目は、平成 9 年に公布された環境影響評価法に基づくダム事業の環境影響評価項目（「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年 6 月 12 日厚生省、農林水産省、通商産業省及び建設省令第 1 号）」（乙 176 号証の 2 の②。以下、「ダム事業の環境影響評価指針を定める省令」という。）に規定されている。）ほど多岐にわたるものではないが、この環境影響評価は特定多目的ダム法第 4 条に基づく八ッ場ダムの建設に関する基本計画が昭和 61 年 7 月 10 日に告示される（八ッ場ダムの位置や規模などが決定し一般公表される）前に実施されたもので、事業の実施に当たりあらかじめその事業が周辺の環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査、予測及び評価を行うという環境影響評価の趣旨に合致した手続によりなされているものである。

なお、昭和 60 年に八ッ場ダム環境影響評価書がまとめられた以降も、環境調査は継続して実施されており、その後、環境影響評価法に基づき新たにダム事業の環境影響評価項目とされたものは環境調査が追加されており、事業の影響を受けると予測されるものについては環境保全措置の検討を行い、既にその一部は対策が実施されている。八ッ場ダム事業による周辺環境への影響対策は、昭和 60 年の環境影響評価書に記載された内容が全てではなく、その後に制定された環境影響評価法の評価項目についても、表一 1（次頁）のとおり実施されているのである。

イヌワシ及び吾妻峡の自然景観への影響に関する見解は、本書面第 1 の 3 及び 4（8～15 頁）において後述することとする。

表一1 八ッ場ダムにおける環境影響評価の項目

※大気環境	大気質	粉じん等
	騒 音	騒音
	振 動	振動
水環境	水 質	土砂による水の濁り
		水温
		富栄養化
		溶存酸素量
		水素イオン濃度
土壤に係る環境	地 形 及 び地質	重要な地形及び地質
その他の環境		
動物	重要な種及び注目すべき生息地	
植物	重要な種及び群落	
※生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	
※人と自然との触れ合い の活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場	
※廃棄物等	建設工事に伴う副産物	

※昭和 60 年にまとめられた八ッ場ダム環境影響評価書にない追加項目

## 2 生活環境に与える影響

### (1) 原告らの主張の要旨

八ッ場ダム建設計画においては、340戸が水没するが、その住民は山の中腹に代替地を造成して集落ごとに移転する「現地づくり上がり方式」により移転することになっている。予定では2005（平成17）年度から代替地

への移転が始まることになっていたが、いまだなされておらず、代替地への移転は極めて困難な状況にある。生活再建の覚書が作成されて20年経ち、既に6割以上の住民が他所に転出し、同方式の破綻は明らかである。国土交通省は、2003（平成15）年12月に代替地の分譲価格を提示したが、住民の予想より著しく高額であったことで、住民流出に拍車をかけた。

水没予定地で最も問題となるのは川原湯温泉である。川原湯温泉は吾妻渓谷の山あいにある風情のある温泉街であるが、ダムが完成するとすべてダムの底に沈んでしまう。既に川原湯地区は、201戸が90戸足らずに減ってしまい、生活再建の見通しは付いていない。温泉街の将来は暗く、川原湯温泉の魅力の1つである吾妻渓谷はダムが完成すると失われてしまうことが確実であり、またもう1つの魅力である風情のある温泉街というイメージにも乏しくなり、さらにダム湖は観光資源には到底なり得ないところから、全く魅力を失ってしまう。

## （2）原告らの主張に対する反論

### ア 代替地分譲の開始時期について

八ッ場ダムの建設は、ダム本体工事に先立ち、水没する道路・鉄道等の付け替えとともに、水没住民の移転先となる代替地の造成が進められている。八ッ場ダムの建設により川原畠、川原湯、林、横壁、長野原の5地区が水没することになるが、代替地の造成とともにアクセス道路や電気・水道等のライフラインの整備が終わり、水没地区住民への代替地分譲が開始されるのは、水没5地区の中では長野原地区が最初で、今年6月になり、その後に川原畠地区、林地区、横壁地区が続き、最後の川原湯地区が今年秋からの予定である。これらの代替地分譲開始の予定期限については、今年の3月15日に開催された八ッ場ダム水没関係五地区連合対策委員会において説明されている（乙176号証の2の③及び④）。

なお、家屋等の水没により移転を余儀なくされ、その補償を受けることになる住民は、移転先を代替地とするか、または地区外とするかは自由である。

#### イ 生活再建について

一般にダム事業により移転を余儀なくされる人々は、家屋、土地あるいは職業といった生活の基盤を失うため、この影響を緩和するために生活再建対策が必要となる。生活再建対策の中核として、ダム事業者により土地等の取得に関わる補償や建物及び建物以外の工作物等の補償などが行われる。また、ダム事業の地域に与える影響が極めて大きい場合は、土地や建物等の補償のみでは生活再建が果たせず不十分となるため、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とした「水源地域対策特別措置法」（以下、「水特法」という。）や水特法を補完する「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」（以下、「基金」という。）に基づき、建設するダムの受益者となる都県等が負担金を支出して、ダム周辺地域の整備等が実施される。

八ッ場ダムについては、平成7年11月28日に水特法第4条に基づく水源地域整備計画が閣議決定され、現在生活再建関連事業が実施されている。また、基金に基づく事業についても、昭和62年10月20日に八ッ場ダムが財団法人利根川・荒川水源地域対策基金により基金対象ダムに指定されてから、生活相談員の設置事業や移転用地等先行取得資金利子補給事業など、緊急性、必要性の高い事業から先行して実施されている。これらの生活再建関連事業は、その見直しも含め、地元住民と協議し合意形成を図りながら実施される。

また、川原湯地区では新たな温泉街の再建に向けて、地元住民と関係機関により「川原湯地区まちづくり検討会」が設けられ、代替地の街並み、景観、施設配置などの具体的なまちづくり計画が検討されている。移転を前にした川原湯地区の住民らは代替地に植樹を行うなど、魅力あるまちづくりに自ら積極的に取り組んでおり、湖畔という新たな立地条件をプラスにして、活気

ある温泉街に再建されることを期待している状況にあるといえる（乙176号証の2の③及び⑤）。このような川原湯地区での取り組みに対して、「温泉街の将来は暗い。」、「ダム湖は観光資源になり得ない。」などが言えるものではなく、例えば、平成12年12月に完成した宮ヶ瀬ダムの貯水池（宮ヶ瀬湖）がある神奈川県の清川村では、湖畔が宮ヶ瀬湖観光の中心スポットとなっているのである（乙176号証の2の⑥）。

吾妻渓谷への影響に関する見解は、本書面第1の4（13～15頁）において後述することとする。

### 3 自然環境に与える影響

#### （1）原告らの主張の要旨

ダム建設により貯留された水の水質が悪化し、毒性を有する植物プランクトン等が発生することにより、河川に生息し水に直接頼って生活している魚類はもちろんトビケラやカワゲラのような水生昆虫などの水生生物が大きな影響を被ることとなり、河川と連続している海岸に住む生物にも影響を及ぼす。

また、ダム本体の建設工事だけでなく、道路の付け替え工事などにより森林が伐採され、山間部が掘削される。これらの行為によって、昆虫や鳥類、哺乳類などの動物の生息・繁殖地域が減少・破壊され生活が脅かされる。特に、絶滅危惧種であるイヌワシやクマタカ、危急種のオオタカなどの猛禽類は、食物連鎖の頂点に立つ動物であって、生態系の変化の影響を強く受ける立場にあり、絶滅の危機に陥ってしまう。このような地域においては、生物の多様性に関する条約と絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の観点から検討しなければならない。

ア 生物の多様性に関する条約は、個別の種や特定の生態系に限らず、地球規模の包括的な生物の多様性そのものを保護するもので、その帰結として、日

本政府は国際的義務としてダム建設予定地周辺地域の生物多様性を保全する義務を負い、条約に基づいた環境影響評価がなされなければならない。

ところが、八ッ場ダム建設事業における自然環境調査は、継続されているものの、数年単位の継続的調査がなされず、さらに生物多様性の破壊についての調査・検討はなされていない。これは同条約第14条第1項に違反する。

イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動物種として、鳥類ではイヌワシ等5種の生息が確認され、そのうち4種は繁殖も確認されており、このまま工事が進行すれば、これら指定種の営巣放棄を招来することになる。これは捕獲、採取、殺傷又は損傷を禁ずる同法第9条に違反する。

## (2) 原告らの主張に対する反論

### ア 環境調査の実施状況について

本書面第1の1(2)イ(4頁)で述べたとおり、八ッ場ダム事業においては環境影響評価法に基づくダム事業の環境影響評価項目について環境調査が実施されており、事業の影響を受けると予測されるものについては環境保全措置の検討を行い、既にその一部は対策が実施されている。各環境影響評価項目の調査は、表一2(12頁)のとおり長期間に渡って継続的に実施されており、それぞれの項目について「ダム事業の環境影響評価指針を定める省令」に規定する予測及び評価を行い、環境影響への配慮が必要なものについては環境保全措置の検討が行われ、既に実施された環境保全対策の一部が国土交通省八ッ場ダム工事事務所ホームページにおいて紹介されている(乙176号証の2の⑦)。

### イ 生物の多様性に関する条約第14条第1項について

生物の多様性に関する条例(平成5年12月21日条約第9号)第14条は、「影響の評価及び悪影響の最小化」に関する事項についてであり、その1

項（a）では「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。」と規定され、環境影響評価の推進について述べられている。

八ッ場ダムにおける動植物等の自然環境調査は、本書面第1の1（2）ア及びイ（3・4頁）で述べたとおり、環境影響評価が法制化される以前から実施されており、当初の環境影響評価項目は現行制度のように多岐ではなかったが、法制化に伴い新たに必要とされた環境影響評価項目に関する調査等については追加されており、生物の多様性に関する条約第14条第1項に違反するなどということはあり得ない。

#### ウ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第9条について

「ダム事業の環境影響評価指針を定める省令」第7条第1項第2号には、動物及び植物の調査、予測及び評価の手法について、「陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。」と規定されている。

八ッ場ダム事業はイヌワシ等の国内希少野生動物の捕獲、採取、殺傷又は損傷を行うものでないため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第9条に違反するものではないと考えられるが、ダム事業によって国内希少野生動植物を含めた重要な動植物の生息・生育が脅かされることのないように、八ッ場ダムにおける国内希少野生動植物の環境影響評価においては、上記の省令に基づき環境調査が実施され、事業の影響を受けると予測されるものについては、環境保全措置の検討を行い、その対策が実施されて

いる。

例えば、八ッ場ダム周辺の猛禽類調査では、平成7年2月から平成19年3月までに、イヌワシは延べ約1700例、クマタカは延べ約5200例が確認されており、その中には営巣地や繁殖の状況なども確認されている。これらの猛禽類の営巣地は水没予定区域では確認されていないが、工事区域に近い営巣地では、工事期間中の騒音や振動などによる繁殖活動への影響を防ぐため、工事に低騒音・低振動の工法を採用したり、営巣地近傍の工事実施時期を原則として繁殖期間中に設定しないなどの環境保全措置を講じることとしている。

水質に関する見解は、本書面第1の5（15～17頁）において後述することとする。

表-2 環境調査の実施状況

項目	年度	昭和														平成															
		52 春夏秋冬	53 春夏秋冬	54 春夏秋冬	55 春夏秋冬	56 春夏秋冬	57 春夏秋冬	58 春夏秋冬	59 春夏秋冬	60 春夏秋冬	61 春夏秋冬	62 春夏秋冬	63 春夏秋冬	元 春夏秋冬	2 春夏秋冬	3 春夏秋冬	4 春夏秋冬	5 春夏秋冬	6 春夏秋冬	7 春夏秋冬	8 春夏秋冬	9 春夏秋冬	10 春夏秋冬	11 春夏秋冬	12 春夏秋冬	13 春夏秋冬	14 春夏秋冬	15 春夏秋冬	16 春夏秋冬	17 春夏秋冬	18 春夏秋冬
大気環境	気象(風向・風速)																														
	降下ばいじん量																														
	騒音																														
	振動																														
水環境	流量																														
	水質																														
動物	哺乳類																														
	鳥類																														
	猛禽類																														
	両生類・爬虫類																														
	魚類																														
	昆虫類																														
	底生動物																														
	陸産貝類																														
植物	植物相・植生																														
	付着藻類																														
生態系	上位性																														
	典型性(陸域)																														
	典型性(水域)																														
景観																															
人と自然との触れ合いの活動の場																															
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	他ダムの事例調査及びハッ場ダム事業計画から建設副産物(建設発生土、コンクリート殻、伐採木等)の発生量を予測																													

昭和60年11月  
ハッ場ダム環境影響評価書を作成昭和61年7月ハッ場  
ダムの建設に関する  
基本計画の告示平成5年11月環境基本  
法の公布。環境影響評  
価を法律で位置づける。平成9年6月  
環境影響評  
価法の公布

## 4 景観上の影響

### (1) 原告らの主張の要旨

八ッ場ダムは吾妻渓谷の途中にダムサイトを造ろうとするものであり、吾妻渓谷は関東の耶馬渓とも呼ばれ、国の名勝地に指定されている。当初、ほぼ中央に当たるところに予定されていたが、景観を著しく損なわれてしまうことになることから文化庁の反対を受け、当初計画地より約600メートル上流地に変更となった。

しかし、なお吾妻渓谷の約4分の1が水没してその景観を喪失してしまうのであり、同時に水没を免れた他の渓谷部分の景観に対しても影響を及ぼすものである。

吾妻渓谷は、時折やってくる洪水によってその岩肌の表面が洗い流されることにより美しい岸壁美が維持されてきたのであるが、ダム建設により水の流れが堰き止められ、渓谷の岩肌を洗い流す水が流れなくなり、その結果、岩肌にはコケが生じ、やがては草木が生い茂り、渓谷の様相は大きく変わり、現在の渓谷美が失われてしまう。このような景観破壊の顕著な例として、同じく群馬県の下久保ダムがある。ダム直下に国指定の名勝三波石峡があるが、ダム直下から3.8キロメートルが水の不通区間となった結果、名勝にまで指定されたほどの貴重な景観が失われてしまったのである。

### (2) 原告らの主張に対する反論

#### ア ダムサイトの位置について

八ッ場ダムは昭和42年11月1日に「実施計画調査」が開始され、昭和45年4月1日に「建設」に移行しているが、事業着手した当初におけるダムサイトの位置は、初期段階の概略的な調査の結果、地形・地質上最も有利な名勝吾妻峡の指定区域のほぼ中央部に計画されていた。当該箇所は文化財保護法の規定による指定区域であるため、文化庁との協議を重ねていたが、

結果的には名勝指定地を最大限に残すため、昭和48年にダムサイトは当初計画の位置から約600m上流側に変更された。その後、前述の1に対する回答ア及びイで述べた環境影響評価に関する調査等が実施されていた中、群馬県と関係地元自治体が生活再建案に包括的な合意をしたのを受け、昭和61年7月10日に特定多目的ダム法第4条の規定に基づく「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」が建設省により告示され、ダムサイトの位置が一般にも公表されることとなった（乙176号証の2の⑧）。これにより、実質上ダムサイトの位置が計画決定し、名勝吾妻峡の指定区域約3.5kmのうち、下流側の約4分の3が八ッ場ダム建設後も現況のまま保存されることとなった。なお、現況のまま保存される区域には、名勝吾妻峡のうちでも最も観光客が訪れる鹿飛橋付近も含まれている（乙176号証の2の⑩Q—7）。

#### イ 名勝吾妻峡の景観保全について

平成16年9月28日に「八ッ場ダムの建設に関する基本計画（第2回変更）」が告示され、八ッ場ダム建設の目的に「流水の正常な機能の維持」が新たに追加された（乙176号証の2の⑨）。八ッ場ダム下流に位置する名勝吾妻峡の景観を保全するために必要な最低限の流量を確保するというものである。現在、吾妻川では吾妻渓谷より上流地点で発電のための取水が数多く行われており、取水された水は吾妻渓谷より下流地点で川に還元されるため、吾妻渓谷をバイパスして水が流れている。このため、少雨により吾妻川上流の流量が減少すると、吾妻渓谷では流量が極端に減少し、名勝吾妻峡の景観が損なわれることがある。八ッ場ダムが完成すると、吾妻川の流量が豊富な時にはその一部をダムの貯水池に貯え、吾妻川の流量が減少して名勝吾妻峡の景観を損なうおそれがある時には、ダムから吾妻川へ水を補給して吾妻渓谷を流れる水の量を一定量以上確保し、常に流れのある美しい景観が保たれるのである。八ッ場ダムが建設されても、ダム直下は水の不通区間とはならないため、名勝吾妻峡を流れる水がなくなることはない（乙176号証の2

の⑩Q-6)。

#### ウ 下久保ダム（三波石峡）について

三波石峡は緑色片岩と呼ばれる緑色をした巨岩・奇岩が露頭しており、四季折々に変化する周りの木々の移り変わりとあいまって、景観を作り出したことから、昭和32年に国指定文化財（名勝及び天然記念物）に指定された。しかし、昭和43年に下久保ダムが完成し、発電用に取水された水が三波石峡を含むダム直下約3.8km区間にわたり、神流川をバイパスして流れるようになってから、三波石峡の石は黒ずみ、雑草が繁茂するなど景観が損なわれていった。

下久保ダムではダム下流の減水区間（洪水時以外は水の流れがない区間）を解消するため、国土交通省と群馬県企業局により「水環境改善事業」が実施され、平成13年7月より下久保ダムからの平常時の放流が開始された。32年ぶりに川の流れが回復したことにより、三波石峡の景観復元に向けた取り組みは大きく前進し、ダムからの放流に合わせて石や砂を流す試みも始められており、三波石の美しい緑色の輝きが戻り、名勝地として徐々にではあるが復活してきており、このことは、独立行政法人水資源機構のホームページにおいて紹介されている（乙176号証の2の⑪）。

下久保ダムでの事例も含めダム下流の環境変化とその対策や効果に関するデータの蓄積は、他の既設のダムや八ッ場ダムなどのこれから建設されるダムに活かされていくことになる。

## 5 ダム湖の水質の問題

### （1）原告らの主張の要旨

八ッ場ダム上流には温泉や硫黄鉱山採掘跡地があり、それらからの強酸性水を中和するため、草津温泉下流に中和工場と中和生成物の沈殿池として品木ダムが造られているが、この中和工場で中和される酸成分は吾妻川の全酸

成分の半分程度であり、今なお硫黄鉱山跡地から強酸性の水が流出している。

また、富栄養化の問題があり、吾妻川上流部には草津温泉、万座温泉等多くの観光地や嬬恋のキャベツ畑、大規模な牧場等があり、これらの生活排水、農業排水、畜産排水等により、八ッ場ダムのダム湖に多量の栄養塩類（窒素とリン）が流入することになる。そのことにより、1つには流水が溜まり水に変わることにより植物プランクトンの異常増殖が進行し、異臭の発生につながり、2つには有機物が水道原水に加えられた塩素と反応して、発ガン性の疑いのあるトリハロメタンの発生につながる。結局、八ッ場ダムが完成したとしても、ダム湖水は植物プランクトンの増殖で緑色となり、悪臭が発生するなど、環境上も景観上も無惨なものとならざるを得ない。

## （2）原告ら主張に対する反論

### ア 酸性河川について

吾妻川は草津白根山に起因する強酸性河川の流入により、かつては生物も生息せず、鉄やコンクリートさえ溶かす酸性河川であったが、昭和39年より本格的に石灰乳液の投入による中和事業が開始された結果、今では吾妻川の八ッ場ダム建設予定地点では、pHが概ね5～7の弱酸性となっている。さらに下流へ行くと、支川の流入などにより希釀され、吾妻川の利根川合流部付近では概ね中性となっている。利根川では吾妻川合流後の地点において、水道用水として河川水が取水されているが、吾妻川の酸性水の影響による取水障害は生じていない。八ッ場ダムが建設されることによって、吾妻川の酸性の度合いが高くなることはないと考えられるため、今後も利根川からの取水に問題は生じないと考えられる（乙176号証の2の⑩Q3-2、Q3-3及びQ-9）。

なお、吾妻川の酸性水については、流水の正常な機能の維持と増進を図るという目的から、今後も中和事業を推進していく必要がある。

#### イ 富栄養化について

八ッ場ダムの上流には、多くの観光地や広大な農地などがあり、ダムに流れ込んでくる富栄養化の元となる栄養塩類の濃度は比較的高い傾向にある。

八ッ場ダム上流域では、水質保全対策として、現在、農業集落排水事業や特定環境保全公共下水道事業、さらに畜産排水対策として汚水処理施設整備などが行われている（乙176号証の2の⑫及び⑬）。

八ッ場ダムの建設に伴い新たに創設されるダム湖や下流河川への水質の影響については、今までに現地調査や室内試験等により貯水池の水質の予測検討を行ってきており、吾妻川の水が弱酸性であることから、富栄養化（植物プランクトンの異常増殖など）は生じにくいと考えられている（乙176号証の2の⑩Q3「水質」について）。

なお、水道水の安全確保（異臭の発生や高濃度のトリハロメタン生成を抑制すること）の観点から、水道水源水域である八ッ場ダム貯水池の水質保全は河川管理の重要な課題であり、今後も専門家を交えて調査・検討を重ね、必要に応じて深層曝気などの水質保全対策を講じることとしている（乙176号証の2の⑩Q3-1）。

## 第2 まとめ

以上述べたとおり、原告らの主張はいずれの点からも失当であるが、いずれにしても原告らのこれらの主張は、そもそも茨城県の被った又は被るであろう財産的損害とは何の関係もないという点で、4号損害賠償義務付請求訴訟及び1号差止請求の主張としては主張自体失当である上、これらの原告らの主張によって、治水に関する負担金（地方負担金）の支出（被告らの準備書面（6）参照）や利水に関する特定多目的ダム法に基づく建設費負担金・水特法負担金・基金負担金・一般会計からの繰出金の支出（被告らの準備書面（8）参照）が違法となるものでもなく、その意味でも主張自体失当なもの

のである。

いずれにせよ、被告らとしては、住民訴訟として無意味な議論にこれ以上深入りする予定はないことを申し添えておきたい。

以 上